

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和8年8月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20260804	第一交通 株式会社(法人番号6011801022119) 代表者 谷口 雅春	東京都足立区千住緑町一丁目17番8号	千住営業所	東京都足立区千住緑町一丁目17番8号	輸送施設の使用停止(20日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項	令和7年5月23日及び令和7年6月6日、救護義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)事故の未届出(道路運送法第29条)	2	2
20260804	東遠運輸 株式会社(法人番号4010001198457) 代表者 永井 雪慧	東京都江戸川区平井4-20-15-821	本社営業所	千葉県八街市朝日16-66	事業停止(40日間)	道路運送法第86条第1項	令和8年1月21日及び令和8年2月19日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第(以下、運送法)15条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)、(4)点呼の記録の不実記載(運輸規則第24条第5項)、(5)業務記録の不実記載(運輸規則第25条第3項、第4項)、(6)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8)初任運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条)、(10)許可等の条件違反(運送法第86条第1項)	56	56
20260818	京浜交通 株式会社(法人番号2020001072761) 代表者 岩浦 哲彦	神奈川県川崎市川崎区境町5番地2号	小倉営業所	神奈川県川崎市幸区小倉5丁目25番20号	輸送施設の使用停止(30日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第36条第2項	令和7年8月1日、救護義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)業務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(4)事故の記録義務違反(運輸規則第26条の2)、(5)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(6)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)初任運転者・高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)初任運転者・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	3	3

20260818	川崎タクシー 株式会社(法人番号2020001072489) 代表者 関 裕之	神奈川県川崎市川崎区榎町5番地14号	武蔵小杉営業所	神奈川県川崎市幸区鹿島田3丁目6-41	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送法第20条	令和7年12月18日、法令違反の疑いがある旨のを端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)営業区域外運送違反(道路運送法第20条)	1	1
----------	--	--------------------	---------	---------------------	-----------------	-----------	--	---	---

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)